

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

平成19年 7月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第10号

鳥取県病院局企業職員就業規則の一部を改正する規程

鳥取県病院局企業職員就業規則（平成7年鳥取県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後	改正前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県病院局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この企業管理規程は、労働基準法（昭和22年法律第49号）第89条の規定に基づき、鳥取県病院局の企業職員（以下「職員」という。）の就業条件等に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓については、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年鳥取県条例第4号）の定めるところによる。</p>	<p>（サービスの宣誓）</p> <p>第2条 職員のサービスの宣誓については、職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第4号）の定めるところによる。</p>
<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p>第3条 職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年鳥取県条例第5号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）の定めるところによる。</p>	<p>（職務に専念する義務の特例）</p> <p>第3条 職務に専念する義務の特例については、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年<u>2月</u>鳥取県条例第5号）及び職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第16号）の定めるところによる。</p>
<p>（営利企業等の従事制限）</p> <p>第4条 営利企業等の従事制限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第5号）の定めるところによる。</p>	<p>（営利企業等の従事制限）</p> <p>第4条 営利企業等の従事制限については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び職員の営利企業等の従事に関する許可の基準に関する規則（昭和26年<u>8月</u>鳥取県人事委員会規則第5号）の定めるところによる。</p>
<p>（給与）</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与に関</p>	<p>（給与）</p> <p>第7条 職員の給与の種類及び基準は、病院局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成7年<u>3月</u>鳥取県条例第3号）の定めるところにより、給与の額及び支給方法は、鳥取県病院局企業職員の給与</p>

<p>する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第7号）の定めるところによる。</p> <p>（旅費）</p> <p>第8条 職員の旅費については、鳥取県病院局企業職員等の旅費規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第8号）の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第9条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>2 略</p> <p>（育児休業等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないことをいう。）については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。</p> <p>（定年等）</p> <p>第12条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年鳥取県条例第1号）及び職員の定年等に関する規則（昭和60年鳥取県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。</p> <p>（懲戒）</p> <p>第13条 職員の懲戒については、地方公務員法第27条及び第29条、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年鳥取県条例第40号）並びに職員の懲戒の手續、効果等に関する規則（昭和26年鳥取県人事委員会規則第8号）の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手續、効果等に関する規則第3条の規定は、適用しない。</p> <p>（火災その他非常災害）</p> <p>第14条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、速やかに上司に報告し、互</p>	<p>に関する規程（平成7年<u>3月</u>鳥取県病院局管理規程第7号）の定めるところによる。</p> <p>（旅費）</p> <p>第8条 職員の旅費については、鳥取県病院局企業職員等の旅費規程（平成7年<u>3月</u>鳥取県病院局管理規程第8号）の定めるところによる。</p> <p>（勤務時間、休暇等）</p> <p>第9条 職員の勤務時間、休日及び休暇については、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年<u>12月</u>鳥取県条例第35号）及び職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年<u>12月</u>鳥取県人事委員会規則第15号）の規定の適用を受ける者の例による。</p> <p>2 略</p> <p>（育児休業等）</p> <p>第10条 略</p> <p>2 職員の育児部分休業（当該職員がその<u>3歳に満たない子を養育するため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。</u>）については、地方公務員の育児休業等に関する法律並びに職員の育児休業等に関する条例及び職員の育児休業等に関する規則の適用を受ける者の例による。</p> <p>（定年等）</p> <p>第12条 職員の定年等については、職員の定年等に関する条例（昭和59年<u>3月</u>鳥取県条例第1号）及び職員の定年等に関する規則（昭和60年<u>3月</u>鳥取県人事委員会規則第1号）の定めるところによる。</p> <p>（懲戒）</p> <p>第13条 職員の懲戒については、地方公務員法第27条及び第29条、職員の懲戒の手續、効果等に関する条例（昭和26年<u>9月</u>鳥取県条例第40号）並びに職員の懲戒の手續、効果等に関する規則（昭和26年<u>9月</u>鳥取県人事委員会規則第8号）の定めるところによる。ただし、職員の懲戒の手續、効果等に関する規則第3条の規定は、適用しない。</p> <p>（火災その他非常災害）</p> <p>第14条 職員は、火災その他非常災害の発生を発見し、又はその危険があることを知ったときは、臨機の処置をとるとともに、速やかに上司に報告し、互</p>
---	--

<p><u>いに協力してその被害を最小限度に止めなければならない。</u></p> <p>(安全及び衛生の管理)</p> <p>第15条 職員の安全及び衛生の管理については、鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程(平成7年鳥取県病院局企業訓令第5号)の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この<u>規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p><u>に協力してその被害を最小限度に止めなければならない。</u></p> <p>(安全及び衛生の管理)</p> <p>第15条 職員の安全及び衛生の管理については、鳥取県病院局企業職員安全衛生管理規程(平成7年3月鳥取県病院局企業訓令第5号)の定めるところによる。</p> <p>(その他)</p> <p>第20条 この<u>企業管理規程</u>の実施に関し必要な事項は、別に定める。</p>
---	--

附 則

この規程は、平成19年8月1日から施行する。